



町長コラム 第136号

ハザードマップ改訂

予算が成立し、令和2年度がスタートしました。防災無線個別受信機は希望する家庭への設置が終了し、次は県から5月ごろ1000年に一度の雨量で県管理河川の浸水想定区域が示されます。このデータを基に町の洪水ハザードマップを改訂します。昨年の台風19号では、降り始めからの雨量が444ミリに達し、多数の被害がありました。このような事態が常態化するものと仮定し、マップ作成後、浸水が想定される地区などは、説明会を開催しなければなりません。

また、各行政区集会所に年末までにAEDの設置をし、毎年、AEDの使い方と防災訓練を同時に行えないかと考えています。

なお、昨年の台風19号では、自主避難所を開設しました。夜間やどしゃぶりの雨では避難できません。今後も、明るい内、雨がひどくならない内に早めの避難ができるよう「自主避難所」を開設します。

さらに、大地震もいつ起こるかわかりません。「ここで地震が起こったらどうしよう!」と時々でも考えてほしいと思います。電話が通じなかったら、どうやって連絡をとるか? 避難しなければならない時に持つものは? ご家族で相談し、取り決めをしておきましょう。

停電、断水になったらどうしますか? 暑さ寒さ、トイレはどうしますか。ライフラインが長期間寸断されたら。

そう考えると、日頃から出来ることがあるはずです。水やゴミ袋、缶詰などの備蓄、停電対応も考えてみましょう。

ところで、登録すれば防災無線の放送内容をメールで受信できます。



軽自動車税種別割・固定資産税(第1期)の納期について

納期は6月1日(月) コンビニでも納められます

6月1日(月)は軽自動車税種別割・固定資産税(第1期)の納期です! 忘れずに納めましょう。



軽自動車税種別割には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。申請は毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたはお早めに総務税務課 税務係へ申請してください。

- 申請期限 6月1日(月)まで
- 持参するもの
  - ①印鑑(認印可)
  - ②身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(コピー不可)
  - ③運転者のかたの運転免許証
  - ④自動車検査証または軽自動車届出済証
  - ⑤納税通知書
  - ⑥納税義務者のかた(法人を除く)の個人番号確認および身元確認書類

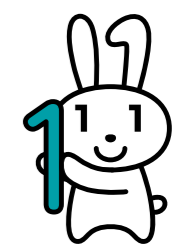
※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税種別割の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税種別割の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、個人番号(マイナンバー)または法人番号の記入が必要となります。

個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認および身元<実存>確認)が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた...



4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず軽自動車税種別割が課税されている場合は、総務税務課 税務係までご連絡ください。

問合せ=総務税務課 税務係 ☎76-5131

県税事務所からのお知らせ

埼玉県の自動車税種別割は金融機関のほか、コンビニでも納められます。忘れずに、6月1日(月)までに納めましょう。

※自動車税種別割全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター(☎050-3786-1222)へご連絡ください。



マチイロ

マチを好きになるアプリ

広報みさと配信中

行政情報アプリ「i 広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル! 美里町のお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにお届けします。



※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。  
※広告が表示されますが、美里町とは何ら関係ありません。